

JDA NO.117

令和4年1月20日
発行

〒103-0026 東京都中央区日本橋兜町 9-7 兜町第一ビル TEL.03-3668-2788 FAX.03-3668-2789 <http://www.untendaikoukyoukai.or.jp>

謹んで新春を
お慶び申し上げます



2022年

目 次

年頭のご挨拶 丹澤忠義会長	2
同 警察庁 今村剛交通企画課長	3
同 国土交通省 大辻統旅客課長	4
同 東京交通新聞社 仁平英紀代表取締役社長	5
支部活動報告	6~7
警察庁・国土交通省からの周知依頼	8

会長挨拶

公益社団法人全国運転代行協会

会長 丹澤 忠義



年頭にあたり、謹んで新年のご挨拶を申し上げます。関係者の皆様には、旧年中に賜りました当協会へのご支援とご協力に対しまして、あらためて厚く御礼申し上げます。

さて、運転代行業界は、昨年も、新型コロナウイルスに翻弄された1年間がありました。一昨年の2月から約2年間にもわたって、コロナ禍の大きな影響を受けており、その影響は現在もなお続いている。当協会の会員各位と全国の運転代行事業者の皆様におかれでは、このような窮状にあっても、飲酒運転根絶の受け皿としての社会的使命感を持ち続けられ、日々の業務に邁進されていることに対しまして、心より感謝の意を申し上げます。誠にありがとうございます。

昨年、当協会は、唯一の業界団体として、全国の事業者の皆様を支援するために、内閣総理大臣並びに国土交通省等の大臣、警察庁長官及び全国都道府県知事に対して、運転代行業界の事業存続のための支援要請の要望書や嘆願書を、一昨年に続いて提出いたしました。これらの陳情により、自治体によっては、運転代行業を対象とした支援制度を創設されるなどの成果がございました。今年も、社会情勢と業界の状況を鑑みて、行政に対する要望書の提出などを行ってまいります。

また、『運転代行料金の適正化』については、国土交通省自動車局からの依頼により、昨年、『料金原価及び収入等に関する実体調査』を実施いたしました。調査結果は、国土交通省にて集計分析が行われた後、「最低利用料金設定のための基礎データ」として、各都道府県に提供されると聞いております。実態調査にご協力いただきました事業者の皆様に対しましては、あらためて御礼申し上げます。『運転代行料金の適正化』は、「業界の健全化」のために必要不可欠ですので、今年も引き続き、鋭意努力してまいります。

昨秋から、新型コロナウイルスの新たな変異株が少しずつ広がっており、今年も厳しい状況が続くと思われますが、当協会は、引き続き、運転代行業界を守り抜くために、代行事業者の皆様に対する支援策の実施などを、行政に対して要望してまいります。そして、私は、行政を動かすには、「当協会の会員数をもっと増やすこと」と、「当協会事務局と支部長をはじめとした会員の皆様とが心をひとつにして一致団結して行動すること」が、極めて重要だと考えております。皆様が置かれている状況は厳しいことは重々承知しておりますが、逆境を乗り越えるために、考えられる打ち手は全て実行していく決意でありますので、本年もご協力いただきますよう、何卒よろしくお願ひいたします。

最後になりますが、会員各位におかれでは、利用者と従事者の皆様の安全を確保され、エッセンシャルワーカーの一業種としての強い使命感を持たれ、一意専心の気持ちで事業経営を行われますことを、心から祈念し、新年の挨拶といたします。

年頭のごあいさつ

警察庁交通局

交通企画課長 今村 剛



謹んで新年の御挨拶を申し上げます。

公益社団法人全国運転代行協会の会員の皆様には、日頃より交通警察行政の各般にわたり、格別の御理解と御支援を賜り、厚く御礼申し上げます。

貴協会におかれましては、飲酒運転根絶の受け皿として、自動車運転代行サービスの向上と普及促進を図るとともに、自動車運転代行業の健全な発展に寄与されてきたところであります、会員の皆様の御努力に深く敬意と感謝の意を表する次第であります。

さて、昨年の交通事故による死者数は 2,636 人であり、警察庁が保有する昭和 23 年以降の統計によれば、5 年連続で最少を更新しました。

これもひとえに、皆様をはじめ平素から交通安全活動に携わる方々の御尽力のたまものであると、改めて感謝申し上げます。

しかしながら、今なお多くの尊い命が交通事故で失われていることには変わりなく、子供が犠牲となる痛ましい交通事故や、飲酒運転をはじめとする悪質・危険な運転による重大な交通事故は依然として後を絶ちません。

特に、昨年 6 月には、千葉県八街市で小学生 5 名が死傷する痛ましい交通事故が発生したところであります、こうした状況を受けて、政府は昨年 8 月に「通学路等における交通安全の確保及び飲酒運転の根絶に係る緊急対策」を決定し、各種の施策を進めているところです。

警察といたしましても、緊急対策や第 11 次交通安全基本計画に基づき、各界各層と連携しながら、引き続き交通事故防止のための多角的な取組を推進してまいります。

皆様におかれましては、飲酒運転防止に寄与する自動車運転代行サービスに関し、より一層の業務の適正化及び利用者の利便性・安心感の向上を図るために、都道府県警察等との合同による街頭啓発活動などの取組を推進していただき、今後も、自動車運転代行業の健全な発展を通じて、安全で快適な交通社会の実現に向け御尽力いただきますようよろしくお願い申し上げます。

結びに、貴協会の益々の御発展と会員の皆様の御健勝・御多幸を祈念いたしますとともに、交通警察行政への変わらぬ御支援と御協力を願い申し上げ、新年の御挨拶とさせていただきます。

年頭のごあいさつ

国土交通省自動車局

旅客課長 大辻 統



新年あけましておめでとうございます。

令和4年の新春を迎える、謹んで年頭のご挨拶を申し上げます。

新型コロナウイルス感染症の影響により、多くの自動車運転代行業者の方々が厳しい経営環境の中にいらっしゃるものと存じます。

しかしながら、そのような厳しい環境にあっても、皆様におかれましては、飲酒運転防止のためにご尽力いただいている、心から敬意を表する次第です。

新型コロナウイルス感染症の影響により経営状況が悪化した事業者に対しましては、雇用調整助成金、セーフティネット保証などの各種資金繰り対策が用意されており、これらの対策は自動車運転代行業も対象とされています。

また、都道府県等においては、地方創生臨時交付金を活用するなどにより、自動車運転代行業者を支援する取組が進められていると聞いております。

地域の実情に応じた最低利用料金の設定については、各都道府県が条例で最低利用料金を定めることを検討する際のデータとして活用していただくため、昨年は、国土交通省において貴協会の会員等を対象とした料金原価及び収入等に関する実態調査を実施し、調査結果のとりまとめを行ったところです。なお、調査結果で得た要素別原価などのデータは都道府県へ提供することとしております。

今後も引き続き、国土交通省においても必要に応じて協力をして参ります。

一方、自動車運転代行業界が、健全な発展と社会的地位の向上を進める上では、貴協会において引き続き大きな役割を果たしていただくことが必要不可欠であると考えております。

利用者が安心して利用できるようにするために貴協会をはじめとする業界主導で行われている「優良運転代行業者評価制度」については、現在、より一層効果的な制度となるよう検討が進められていくと伺っております。

こうした活動などを通じて業界全体の一層の健全化が図られることを期待するとともに、貴協会の今後の活動に大いに期待しているところです。

国土交通省におきましても、引き続き貴協会と協力しつつ、都道府県や警察などの関係機関とも十分連携を取りながら、業界の適正化及び利用者の利便の向上に取り組んで参ります。

最後になりましたが、自動車運転代行業に携わる貴協会及び会員の皆様にとって、益々のご発展の年となるよう祈念いたしまして、私の年頭の挨拶とさせていただきます。

年頭のごあいさつ

東京交通新聞社

代表取締役社長 仁平 英紀



明けましておめでとうございます。謹んで新年のごあいさつを申し上げます。

公益社団法人全国運転代行協会と会員各社の皆様には、平素より格別のご厚情を賜り、厚く御礼申し上げます。飲酒運転の根絶に向け、長年にわたる社会の安全・安心のためのご活動と、自動車運転代行業界の適正化・健全化に日々ご努力されていることに、心から敬意を表しております。

2年続きの新型コロナウイルスの影響で、私たちの生活や考え方・行動は大きな変化を余儀なくされています。その中で、「持続可能性」「持続性」「サステナブルな（持続可能な）地域公共交通の実現」といったキーワードが一層、重みを持つ時代になってきました。これから先、日本社会の様々な活動が持続性を持ち得るのかどうか、試されているものと思います。

利用者の利便性・安心感を高める輸送サービスの一つとして、運転代行の果たす役割はますます重要になっていると認識しております。バス、タクシーなどと同様に、「事業継続要請」が国から発出され続けていることと思います。日本自動車工業会などは今年の年初から、自動車産業で働くすべての人々に向け、「私たちは、できる。自動車関連業界はみんなで一緒にやっていく」とのメッセージを発信しています。

長引くコロナ禍で、運転代行業界各社の収入は激減し、事業運営が不安定な状況に置かれているものと存じます。どうかこの難局を生き抜き、社会の要請に応えながら、反転攻勢に打って出てほしいと願うばかりです。

東京交通新聞は、貴業界の結束と発展を引き続き、微力ながら応援させていただきます。2020年9月に創刊60周年を迎え、昨年は2021年12月6日付発行号をもって通算3000号に達しました。今後も専門紙として的確な情報を届けし、社会の発展と事業変革、暮らしの充実に役立つ報道に努めてまいります。アフターコロナを展望できる紙面作りに邁進してまいる所存です。

新春を迎える、コロナの一日も早い終息と、丹澤会長をはじめ、会員各社の皆様と従事者の方々、ご家族の方々のますますのご健勝、ご多幸を心よりお祈り申し上げます。

支部活動報告

全国各支部で地域社会と連携して実施した諸活動等を紹介します。

山形県支部 県知事へ「事業存続補償」要請を県知事に提出

4月2日山形県支部((株)明るい代行車熊沢代表)は、山形県庁を訪れ、「事業存続に向けた補償を要請する県知事宛の緊急要望書を提出いたしました。山形県では、県・市独自の緊急事態宣言により、飲食店などに21時までの時短営業の協力要請が発出され、運転代行業利用者も激減し運転代行業は大きな打撃を受けました。1日の依頼件数は1.2件に留まり、事業者の多くは自主的に時短営業や休業を行いました。

当要請活動は、山形新聞はじめ地元テレビ局にて報道されました。



(緊急要望書を提出する熊沢代表)

栃木県支部「春の全国交通安全運動」活動を実施

4月6日夕方、栃木県支部(板橋支部長)は、「春の全国交通安全運動」初日に宇都宮市内の幹線道路沿いにて交通安全運動を実施しました。当協会のぼり旗を掲げ交通安全をアピールすると共に、走行中のドライバーには「スピードダウン・全席シートベルト」のハンドボードをかざし、安全運転の再確認を呼びかけました。

また、4月10日には歩行者等に当協会のポケットティッシュ等を配布すると共に、「交通事故死ゼロを目指す日」を強調し、注意を呼びかけ安全に対する意識の向上を訴えました。



(進発式挨拶の板橋支部長)



(ポケットティッシュを配り呼びかける支部会員)

奈良県支部 奈良市へ「ワクチン優先接種」を嘆願

7月、奈良県支部(山内支部長)は、奈良市役所を訪問し、仲川げん奈良市長に運転代行事業者へのワクチン優先接種を求める嘆願書を提出しました。また、奈良県では各市町村がワクチン接種の管理にあたっているため、運転代行事業者の登録のある市町村に対し、奈良県支部より同嘆願書を郵送で提出致しました。



(仲川市長(左)に嘆願書を提出の山内支部長)

滋賀県支部 滋賀県へ「運転代行業支援の請願署名」を提出

滋賀県支部(足立支部長)は、8月15日より「県内運転代行事業者の事業存続のための支援請願」署名活動を行い、滋賀県庁を訪問し請願署名書を提出しました。当活動については、9月1日付中日新聞朝刊にて報道されました。



(請願署名書を提出する足立支部長(右))

栃木県支部 福田知事へ「運転代行業への支援要望」

9月13日、栃木県支部（板橋支部長）は、県内代行業者と共に栃木県庁を訪問し、福田富一知事と面談しました。栃木県内では3回目となる緊急事態宣言が発令され、運転代行業界は壊滅的状況に陥りました。「エッセンシャルワーカー」としての事業継続が困難となり、運転代行の使命である「飲酒運転根絶の受け皿としての役割」が十分に果たせなくなってしまう懸念を訴え、地方創生臨時交付金を活用した支援措置を強く要望いたしました。



(福田知事（中央）と面談の板橋支部長（左）)

熊本県支部「秋の交通安全運動」活動を実施

9月24日、熊本県支部（小森田支部長）は「秋の交通安全運動」活動として、熊本市内のアーケード街にて飲酒運転根絶のための街頭活動を実施しました。熊本中央警察署のご協力のもと歩行者へ飲料品等を配布し、飲酒運転根絶を訴えました。



【秋の交通安全運動活動の支部会員】

茨城県支部 茨城県へ「コロナ禍における支援要望書」を提出

10月8日、茨城県支部（中山支部長）は、茨城県議会議事堂にて「支援要望書（コロナ禍における運転代行業に対する支援のお願い）」を大井川知事及び茨城県に提出しました。その後、森田県議、川津県議、伊沢県議立ち合いのもと、代行業者5名と共に県執行部（交通政策課、産業戦略技術革新課）に支援要請を直訴いたしました。



(県執行部に支援を訴える中山支部長)

滋賀県支部 滋賀県知事へ「第6波に備えた嘆願書」を提出

11月、滋賀県支部（足立支部長）は、滋賀県庁を訪れ、新型コロナウイルス感染症第6波の流行の際の支援と利用促進並びに業界健全化について嘆願書を提出いたしました。

重田県議、中村県議の同席を頂き、中條絵里副知事に直接運転代行業界の窮状をお伝えし、支援を求めました。



(中條副知事へ要望書提出の辻副会長（中）と足立支部長（左）及び同席頂いた中村県議、重田県議（左順）)

警察庁・国土交通省等からの周知依頼

警察庁・国土交通省より当協会へ、以下の周知依頼が発出されておりますので、お知らせいたします。
詳細は同封チラシを参照願います。

マイナンバーカードの取得及び健康保険証利用申込の促進について

マイナンバーカードの取得及び健康保険証利用申込の促進について、健康保険証利用の本格運用をはじめ、マイナンバーカードのメリットがさらに拡大することとなりましたので、ぜひ次のメリットを従業員等に御周知いただくとともに、更なる取得促進及び健康保険証利用申込の促進に御協力くださいますようお願い申し上げます。

1.マイナンバーカードのメリット拡大について

①健康保険証として使えます。

令和3年10月20日から本格運用を開始したマイナンバーカードの健康保険証利用は、[本人が同意をすると、医療機関・薬局において薬剤情報や特定健診情報等が閲覧可能となり、従業員にとってより良い医療を受けられることにつながります。](#)また、[健保組合等の医療保険に係る事務のコスト縮減が期待できます。](#)

②薬剤情報や特定健診情報等がマイナポータルで確認できます。

令和3年10月21日から、マイナポータルで、[自分の薬剤情報や特定健診情報等の閲覧が可能となり、自身の健康管理に役立てることが可能となりました。](#)また、11月からは、医療費通知情報も閲覧でき、医療費控除の申告手続が簡素化されます。

③新型コロナワクチンの接種証明書（電子版）が取得できます。

令和3年12月20日から新型コロナワクチンの接種証明書（電子版）について、[スマートフォン上で専用アプリから申請・取得し、表示可能となりました。](#)接種証明書（電子版）の申請には、[マイナンバーカードが必要です。](#)

2. 貴社の従業員等への要請・周知について

貴社におかれましては、別添のチラシを用いて、従業員等に対し[マイナンバーカードの積極的な取得と健康保険証の利用申込の促進について要請して下さい。](#)

令和5年10月1日～消費税の仕入れ税額控除の方式として「適格請求書等保存方式」(いわゆるインボイス制度)が導入されます。

インボイスを交付する事業者となるには事前に登録申請が必要です。

平成28年度税制改正法における消費税法の改正により、令和5年10月より適格請求書等保存方式(いわゆる、インボイス制度)が導入されることとなりました。

インボイス制度においては、消費税の仕入税額控除のためにインボイスの保存が必要になり、インボイスの交付を行うためには令和3年10月1日に開始された税務署への「適格請求書発行事業者」としての登録申請が必要になるといった現行制度からの変更点があります。これにより、消費税免税事業者についても、インボイス発行事業者の登録の検討が必要であり、料金への影響が出るのであれば周知の時間も必要になります。会員の皆様におかれましては、お早めに制度の変更に備えて下さい。(別添チラシもご参考下さい)